

## 今井 修（神崎本宿）さんが 行政相談委員に委嘱されました



行政相談委員は、行政相談委員法に基づいて、総務大臣から委嘱された民間有識者であり、地域の皆様の身近な相談相手として、全国に約5千人が配置されています。

委員は、総務省と連携を図りながら、皆様から国の仕事に関する要望や問い合わせなどをお聞きして、公平な立場から相談した方に助言する、関係する行政機関等に通知するなどの活動は無報酬で行っています。

今井 修さんは、4月1日付けで委嘱され、これから行政相談委員として、定例行政相談所などにおいて行政相談を受け付けますので御利用してください。

なお、行政相談は無料で、秘密は守られます。

定例行政相談所

開催日時：毎月第2金曜日 13時半～15時半  
開催場所：神崎町役場1階小会議室  
担 当：総務省行政相談委員（今井 修さん）  
問合せ先：神崎町役場総務課庶務係 ☎72-2111

※月により日時は変動します。また、予約制の月もありますので、詳しくは毎月の広報裏表紙をご確認ください。

## 6月1日は「人権擁護委員の日」 全国一斉に人権相談所を開設します

人権擁護委員法が昭和24年6月1日に施行されたことを記念して、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」として、活動しています。今年も全国一斉に人権相談を行います。

女性・子ども・高齢者等をめぐる人権の問題や近隣とのトラブルなど、身近なことで困っていることはありませんか。

人権擁護委員が、皆さんとともに問題解決のための方法を考えます。

○町の人権擁護委員

池上真人氏、飯合正和氏、巻島正代氏

## 人権擁護委員に 巻島正代さんが就任

平成21年4月から6年間、人権擁護委員としてご尽力いただきました高木富子さんの後任として、巻島正代さんが平成27年4月1日付けで法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。

巻島さんは小学校教諭として39年間勤務し、退職後は平成23年から神崎町教育委員会の臨時職員として勤務、平成25年からは神崎町社会教育委員としてもご活躍されています。

現在、町では月に一回人権擁護委員による人権相談を実施しています。お気軽にご相談ください。

※人権相談（町民相談）の時間、場所等については、広報裏表紙でご確認ください。